

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

- 本規約は伊那ケーブルテレビジョン株式会社（以下「当社」といいます）が定める当社契約約款と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ケーブルプラス電話約款」といいます）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

- 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

- 当社所定の工事の申込みをする者が本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。
- 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には申し込みを承諾しないことがあります。
 - 電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 申し込みをした者が工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
 - その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条 設備の設置

- 契約者はケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社がケーブルプラス電話に必要なとなる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は当社指定の機器、工法などによりすべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 契約者は電話接続回線の終端のある構内（これに準する区域を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は別途協議するものとします。
- 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI 提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者はKDDI：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権がKDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

- 適用条件（料金額）
 - 第4条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI：ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。
- 決済条件
 - 設置料金および前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます）の支払い方法は当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
- 割増金
 - 契約者が本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 延滞利息
 - 契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、消費者契約法に基づき年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。
- 第三者委託
 - 当社は、本利用料金や割増金、延滞利息等の契約者に対して有する料金債権の請求、及び受取りを当社指定の第三者に業務委託できるものとします。

第7条 サポート

- 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。
- 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
- 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

- 当社は次の場合には本契約を解除することがあります。
 - 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を無断で移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務遂行上、支障があるとき。尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

- 当社は前項の規定により、本契約を解除する場合はあらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第9条 契約者が行なう契約の解除

- 契約者は、契約を解除しようとするときは予めその事を当社指定の方法により通知するものとします。また、撤去の工事の為に契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者がその復旧にかかる全ての費用を負担するものとします。
- 契約の解約日は前項による撤去工事が終了した日とし、本利用料金の中の基本料は解約日までの日割り計算で、付加サービス利用料は解除日を含む当該月の月末までを支払うものとします。
- 各種キャンペーン（基本工事代実質無料等）にてご加入された場合、申込書に明記された最低利用期間内のご解約には月額利用料相当額（消費税相当額含む）と工事費の残債が発生します。但し、2022年6月30日までに申し込みをされた契約者は、申込書に明記された最低利用期間内のご解約には違約金が発生し、最低利用期間以降のご解約には、別に定める料金表の解約費用を当社に支払って頂きます。

第10条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときはその請求を承諾しないことがあります。この場合はその請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合はその定めるところによります。

第11条 個人情報

- 当社は契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 当社は個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり再開させたりすることができます。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 当社は個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 当社は契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 当社は契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

附則

本規約は2014年3月1日より施行します。

本規約は2022年6月30日より改正します。

【別表】

●第6条の1に定める料金額

区 分	対 象 者	工 事 内 容	単 位	建 物 形 態	
				戸 建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加基本工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	13,200円(税込)	13,200円(税込)
	他サービス未契約者	新規基本工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	13,200円(税込)	13,200円(税込)
本サービスの解約時 (最低利用期間内)	ケーブルプラス電話 契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	月額利用料相当額 (消費税相当額含む) + 工事費残債	月額利用料相当額 (消費税相当額含む) + 工事費残債
本サービスの解約時 (最低利用期間外)	ケーブルプラス電話 契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	0円	0円
本サービスの解約時注1	ケーブルプラス電話 契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	4,400円(税込)注1	4,400円(税込)注1

注1：2022年6月30日までに申し込みをされた契約者が最低利用期間以降のご解約時にお支払いいただきます。

●第11条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	550円(税込)
-----------	----------

「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」の改訂について

2024年1月1日より、「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」の一部が次表のとおり改訂されます。内容をご確認のうえ、ご覧の「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」と合わせて本紙を保管ください。

改訂箇所	改訂前	改訂後
第1条	<p>第1条 適用</p> <p>本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI:ケーブルプラス電話約款」といいます。)を承諾し、伊那ケーブルテレビジョン株式会社(以下「当社」といいます。)を介して、KDDIよりケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます。)の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。</p> <p>2 当社又はKDDI(以下あわせて「当社等」といいます。)がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>本規約は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます。)が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「ケーブルプラス電話約款」といいます。)を承諾し、伊那ケーブルテレビジョン株式会社(以下「当社」といいます。)を介して、KDDI等よりケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます。)の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。</p> <p>2 当社又はKDDI等(以下あわせて「当社等」といいます。)がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。</p>
第5条	<p>第5条 KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等</p> <p>契約者は、KDDI:ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。</p>	<p>第5条 KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等</p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。</p>
第6条	<p>第6条 料金適用条件(料金額)</p> <p>第4条1項に定める設備の設置等に伴う料金(以下「設置等料</p>	<p>第6条 料金適用条件(料金額)</p> <p>第4条1項に定める設備の設置等に伴う料金(以下「設置等料</p>

	<p>金」といいます。)は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金は<u>KDDI</u>ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。</p> <p>2 設置等料金及び前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます。)の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。</p>	<p>金」といいます。)は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、<u>KDDI等</u>が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。</p> <p>2 設置等料金及び前条に基づきKDDI等が当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます。)の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。</p>
--	---	---

以上